

地方財政の充実・強化に関する意見書

標記の件につき別紙のとおり提出いたします。

令和4年6月28日

提出者	室蘭市議会議員	小田中	稔
	〃	早川	昇三
	〃	鈴木	和彦
	〃	常磐井	茂樹
	〃	高橋	直美
	〃	柏木	隆寿
	〃	羽立	秀光

提出先
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣（規制改革担当）
内閣府特命担当大臣（地方創生担当）
内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）

地方財政の充実・強化に関する意見書

現在、地方公共団体には、急激な少子高齢化の進展に伴う子育て、医療・介護など社会保障制度の整備、また人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化を目指した環境対策、あるいは行政のデジタル化推進など、より新しく、かつ極めて多岐にわたる役割が求められています。

しかし、現実に地域公共サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス感染症、また近年多発している大規模災害への対応も迫られています。これらに対応するための地方財政について、政府は骨太方針2021において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしています。それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されています。

よって、政府におかれましては、2023年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、コロナ禍への対応も勘案しながら、歳入歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、下記の事項について実現されるよう強く要望いたします。

記

- 1 社会保障の維持・確保、防災・減災また脱炭素化対策、地域活性化に向けた取組や、デジタル化対策など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握し、それを支える人件費も含めて、十分な地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 新型コロナワクチン接種の体制確保、感染症対応業務のみに限定しない保健所体制・機能の全体的な強化、その他の新型コロナウイルス対応事業や地域経済の活性化までを見据えた十分な財源措置を図ること。
- 3 子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充を図ること。また、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取組を十分に支える財政措置を講じること。
- 4 2021年11月に閣議決定されたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策における看護、介護、保育など新型コロナ感染症対応と少子高齢化への対応が重なる職種の処遇改善事業について、2021年度補正予算で補助金が創設されたが、より多くの職場で改善が図られるよう、対象職種の拡大や事業の継続、拡大に向け、必要な予算確保や制度改善を行うこと。
- 5 デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化に向け、地域デジタル社会推進費に相当する財源を継続して確保するなど、十分な財源を保障すること。また、デジタル化が定着していく過渡期において生じ得る行政需要についても、人材、財源を含めた対応を行うこと。
- 6 まち・ひと・しごと創生事業費として確保されている1兆円については持続可能な地域社会の維持・発展に向けて恒久的な財源とすること。また、同規模の財源確保はもとより、その拡充を含めて検討すること。
- 7 会計年度任用職員制度の運用においては、今後も当該職員の処遇改善が求められることから、引き続き所要額調査などを行い、さらなる財政需要を十分に満たすこと。

- 8 特別交付税の配分に当たり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。
- 9 森林環境譲与税については、より林業需要を見込める地方公共団体への譲与額を増大させるよう、その譲与基準を見直すこと。
- 10 地方交付税の法定率引上げなどにより、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。あわせて、地方の安定的な財源確保に向けて、偏在性の小さい所得税、消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。また、今後、国の施策の一環として、各種税制の廃止や変更、また減税等を検討する際は、地方の財政運営における予見性を損なわないよう、十分に地方団体等の意見を反映し、慎重に検討すること。
- 11 地方交付税の財源保障機能、財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年6月28日

北海道室蘭市議会

教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書

標記の件につき別紙のとおり提出いたします。

令和4年6月28日

提出者	室蘭市議会議員	小田中	稔
	〃	早川	昇三
	〃	鈴木	和彦
	〃	常磐井	茂樹
	〃	高橋	直美
	〃	柏木	隆寿
	〃	羽立	秀光

提出先
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
内閣府特命担当大臣（規制改革担当）
内閣府特命担当大臣（地方創生担当）

教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書

義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに教職員を安定的に確保するため、教職員給与の一部を国が負担する制度です。この制度における国の負担率は2006年に2分の1から3分の1へ変更されました。教育の機会均等を確保するためにも、国の責任において義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担率を2分の1へと復元することが重要です。

また、子供たちへのきめ細やかな教育を実現するためには、教職員定数を抜本的に改善することによる少人数学級の実現と教職員の超勤・多忙化解消は不可欠です。公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律が成立し、小学校において段階的に35人以下学級が実現することとなりましたが、中学・高校については依然として検討にとどまっています。

さらに、小学校高学年の教科担任制及び小学校における35人学級実現のための教職員定数改善が4,690人であるのに対し、自然減や配置の見直しなどにより6,912人の減少となっており、教職員増とはなっていません。早急に30人以下学級を実現し、実質的な教職員増としていく必要があります。

21年12月に文部科学省が発表した就学援助実施状況等調査では、被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒を含む要保護・準要保護率は、全国で14.52%、北海道においては全国で8番目に高い18.30%となっており、依然として厳しい実態にあります。また、教育現場では給食費、修学旅行費などの私費負担が減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体によってその措置に格差が生じています。

さらに、奨学金制度を利用せざるを得ない子供たちや経済的な理由で進学、就学を断念する子供が増加しており、その解消に向けて、就学援助制度、奨学金制度、高校授業料無償化制度を拡大させていく必要があります。

よって、国会及び政府におかれましては、下記の事項について実現されるよう強く要望いたします。

記

- 1 国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とすること。少なくとも、義務教育費国庫負担制度を堅持し、当面、義務教育費国庫負担金の負担率を2分の1に復元すること。
- 2 30人以下学級の早期実現に向けて、小学校1年生～中学校3年生の学級編制標準を順次改定すること。中学・高校へ35人以下学級を拡大すること。また、地域の特性に合った教育環境整備、教育活動の推進、住む地域に関係なく子供たちの教育を保障するため、計画的な教職員定数改善による実質的な教職員増の早期実現、教頭、養護教諭、事務職員の全校配置実現のため、必要な予算の確保、拡充を図ること。
- 3 給食費、修学旅行費、教材費などの保護者負担解消や、図書費などについても国において十分な確保、拡充を行うこと。

- 4 就学援助制度、奨学金制度のさらなる拡大、高校授業料無償化に対する所得制限の撤廃など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年6月28日

北海道室蘭市議会

2022年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

標記の件につき別紙のとおり提出いたします。

令和4年6月28日

提出者	室蘭市議会議員	小田中	稔
	〃	早川	昇三
	〃	鈴木	和彦
	〃	常磐井	茂樹
	〃	高橋	直美
	〃	柏木	隆寿
	〃	羽立	秀光

提出先
厚生労働省北海道労働局長

2022年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

北海道最低賃金の引上げは、ワーキングプア(働く貧困層)解消のためのセーフティネットの一つとして最も重要なものです。

道内で働く者の暮らしはコロナ禍で一層厳しく、特に年収200万円以下のいわゆるワーキングプアと呼ばれる労働者は道内でも45.1万人と、給与所得者の27.3%に達しています。また、道内の全労働者216万人(内パート労働者64.7万人)の内、39万人を超える労働者が最低賃金近傍に張りついている実態にあります。

労働基準法第2条では、労働条件の決定は労使が対等な立場で行うものと定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けるこれら多くの非正規労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

経済財政運営と改革の基本方針2021において、より早期に全国加重平均が1,000円になることを目指すことが堅持され、令和3年度北海道地方最低賃金審議会の答申書においても、同様の内容が表記されました。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、新型コロナウイルス感染症が収束した際の個人消費にも影響を与え、北海道経済の停滞を招くことにつながりかねません。

よって、政府におかれましては、令和4年度の北海道最低賃金の改正に当たって、下記の事項について実施されるよう強く要望いたします。

記

- 1 地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均1,000円になることを目指すことが堅持された「経済財政運営と改革の基本方針(骨太方針)」を十分尊重し、経済の自律的成長の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げること。
- 2 設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給(時間額1,042円)を下回らない水準に改善すること。
- 3 厚生労働省の業務改善助成金など各種助成金を有効活用した最低賃金の引上げを図ること。同時に、中小企業に対する賃上げしやすい環境整備、支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策を図るよう国に対し要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年6月28日

北海道室蘭市議会

急激な物価高騰から暮らしと営業を守る緊急の経済対策を求める意見書

標記の件につき別紙のとおり提出いたします。

令和4年6月28日

提 出 者 室 蘭 市 議 会 議 員 常 磐 井 茂 樹

〃 田 村 農 夫 成

提 出 先
内閣総理大臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
経済再生担当大臣
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全担当）

急激な物価高騰から暮らしと営業を守る緊急の経済対策を求める意見書

コロナ危機によって景気の低迷、生活の困難が長期に及んでいるところに、物価の高騰が襲いかかり、暮らしと営業に深刻な影響を及ぼしており、緊急の経済対策が求められています。

3月の消費者物価指数は、灯油30.6%増、都市ガス25.3%増、輸入牛肉10.4%増など、生活必需品が前年同月に比べさまざまに値上がりしています。中小企業は原材料の急速な値上がり直面し、経営が圧迫され、農業関係者は肥料・原料価格が平年の3倍に急騰していると、今後の輸入原材料の確保への不安を訴えています。民間信用調査会社の帝国データバンクが上場主要食品メーカー105社の2022年以降の価格改定計画（実施済み含む）を調査したところ、累計で6,167品目の値上げが明らかになり、平均で11%の値上げとなっています。

あらゆる分野に急激な物価高が襲いかかっている下では、世界84の国・地域で実施している消費税（付加価値税）の減税や急激な円安への対応など、抜本的な対策が求められています。ところが、4月26日に発表された政府の原油価格・物価高騰等総合緊急対策は規模も内容も国民の苦境に応えるものになっておらず、多くのマスコミが予備費の積み増しと批判し、場当たりの効果の疑わしいものが目立つなどと指摘される始末です。

よって、政府におかれましては、深刻な実態に見合った物価高対策に改める補正予算を編成し、下記の事項について実施されるよう強く要望いたします。

記

- 1 消費税を直ちに5%へ引き下げ、インボイスは中止し、消費税納税困難事業者に対する減免措置を実施すること。
- 2 生活困窮者への給付金は住民税非課税世帯に限定せず、支援を必要とする人全体に対象を拡大すること。また、アルバイト収入が減った学生への支援も行うこと。
- 3 中小企業への給付額を持続化給付金並みに増やし、家賃支援給付金を再支給すること。
- 4 政府の判断で実施できる輸入小麦の価格を引き下げること。
- 5 急激な物価高騰に対応して生活保護基準を引き上げること。
- 6 年金の減額、後期高齢者の医療費窓口負担の引上げをやめること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年6月28日

北海道室蘭市議会

ロシアのウクライナからの撤退を求める決議

標記の件につき別紙のとおり提出いたします。

令和4年6月28日

提出者	室蘭市議会議員	小田中	稔
	〃	早川	昇三
	〃	鈴木	和彦
	〃	常磐井	茂樹
	〃	高橋	直美
	〃	柏木	隆寿
	〃	羽立	秀光

ロシアのウクライナからの撤退を求める決議

ロシアのウクライナへの侵略から4か月が経過した。この間、ロシアは国際法を踏みにじる行為を重ねている。ロシアの軍事侵攻による民間人死傷者は3,000人を超えていると言われているが、その実相は依然として不明である。また、各地で病院や学校、劇場などが爆撃を受けている。

そもそも国連憲章は他国への武力行使を禁止しており、国際法では戦争が起きた場合でも文民の保護をはじめ交戦国が守らなければならないルールが定められている。ジュネーブ第4条約は戦時における文民の保護を定め、文民病院はいかなる場合も攻撃してはならないと明記している。また、ジュネーブ諸条約第1追加議定書は無差別攻撃を禁じ、攻撃は厳格に軍事目標に対するもの限定としている。ダム、堤防及び原子力発電所への攻撃は、危険な力の放出を引き起こすとして攻撃の対象にしてはならないとされているにもかかわらず、チョルノービリ原発やザポリージャ原発を攻撃し一部を破壊している。

ロシア軍によるおびただしい民間人虐殺行為は到底看過できるものではなく、国際刑事裁判所がすでに捜査を進めているが、国際人道法に反する犯罪行為は責任を厳しく追及されなければならない。

ウクライナから戦火を逃れて周辺国に出た難民は、国連難民高等弁務官事務所の発表では600万人を超え、日本にも1,000人を超える人たちが避難してきており、人道支援を急ぐ必要がある。

国連総会ではロシア非難決議が141か国の賛成で採択された。ところが、プーチン大統領は4月12日に当初の目的を達成するまで軍事作戦を続けると、さらなる攻撃を公言した。これ以上、残虐非道な侵略戦争を続けさせるわけにはいかない。侵略を止めるためには国連憲章と国際法に基づいて国際社会が結束することが求められている。

よって、室蘭市議会は、ロシアによるウクライナ侵略の停止と即時無条件での完全撤退を求める。

以上、決議する。

令和4年6月28日

北海道室蘭市議会